

小金井市立公園等・環境楽習館
管理運営業務水準書

令和5年4月

小金井市環境部環境政策課

目 次

1	業務水準書の位置付け	1
2	施設の運営業務【市立公園等・環境楽習館共通】	1
3	市立公園等の維持管理	1
4	環境楽習館の管理	4
5	環境楽習館の運営	4

1 業務水準書の位置付け

本業務水準書は、小金井市立公園、滄浪泉園緑地（以下「市立公園等」という。）及び環境楽習館の管理運営事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、小金井市（以下「市」という。）が、本事業を実施する指定管理者に要求するサービス水準を示すものである。

なお、本業務の実施に当たり、指定管理者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力、資金調達能力等を最大限に活用するため、本業務水準書は、基本的な考え方を示すものであり、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、指定管理者の裁量により事業計画を立てることができるものとする。

ただし、市立公園等・環境楽習館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び市立公園等・環境楽習館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）により示された諸条件等については遵守することを基本とする。

2 施設の運營業務【市立公園等・環境楽習館共通】

(1) 行為の許可・使用の承認

指定管理者は、小金井市立公園条例（以下「公園条例」という。）第4条で制限されている行為、小金井市滄浪泉園緑地条例（以下「滄浪泉園条例」という。）第8条で禁止されている行為及び小金井市環境楽習館条例第6条の施設の使用について、第三者に対する許可及び承認の事務を条例・規則等に基づき、利用者の利便性を考慮し、迅速かつ適切に行うこと。

3 市立公園等の維持管理

(1) 清掃

市立公園等内の良好な状態が保持できるように、これまでの清掃実施回数及び頻度等を踏まえ、適切に実施すること。市立公園等の外から持ち込まれ投棄されたもの全般、落ち葉、流出した土砂等を除去の上、可燃性ごみと不燃性ごみは、それぞれ確実に分類し、指定方法により処理するものとし、清潔で安全な状態に保つこと。また、市立公園等内から出た落ち葉や土砂等を必要に応じて清掃すること。

なお、現在、市が清掃作業を委託している障がい者団体との契約は、今後も継続すること。

ア 園内清掃・ 落葉清掃	年に2回以上実施 なお、台風・大雨・大雪等が予想される時期は、事前に排水施設が正常に機能する状態を保つこと。
イ 砂場清掃	月に1回以上実施 砂を20cm程度掘削し、ふるい籠等により砂をふるいにかけて、混入している落葉、石等を除去するとともに、特にガラス片、金属片、犬猫の糞などが混入している場合には、取り残しのないよう作業すること レイキ等で砂を均一に整地すること
ウ トイレ 清掃	<p>① 月に12回以上実施すること</p> <p>② トイレの外観及び室内の異常点検、落書き・傷・劣化等の目視点検を行うこと</p> <p>③ トイレ内・外の落書きは、速やかに消すこと ※一般的な方法で落ちない場合は、その状況を市に報告すること</p> <p>④ 機器、器具（便器・照明・警報）の確認を行い、異常を発見した場合は、修理、調整等を行い正常な状態に復旧すること</p> <p>⑤ 便器、床、壁（トイレブースを含む）、手洗い器、窓ガラス等の清掃を行い、清潔な状態を保つこと</p> <p>⑥ トイレ詰まりや汚れ等の連絡が公園利用者や市からあった場合は、速やかに現地を確認し写真等の記録をとり、その場にて対応を行うこと</p> <p>⑦ 消耗品（トイレトーパー、水石鹼等）を補充し、常に使用できる状態にしておくこと</p> <p>⑧ 重点清掃として、月1回程度、便器、床、壁（内外）、手洗い器、窓ガラス等の黄ばみ等の汚れ対策を行うこと</p>
エ 清掃ごみの収集処理	<p>① 管理運営において発生・回収したごみ、産業廃棄物、粗大ごみ等を収集・運搬し、分別した上で適切に処分すること</p> <p>② 環境美化サポーター等が清掃活動により搬出したごみ袋を収集・運搬し、分別した上で適切に処分すること</p> <p>③ 産業廃棄物の処分は、指定管理者の責任において、産業廃棄物の処分を請負う会社を選定すること</p> <p>④ ごみの処分に当たっては、法律に則した適切な処分が行い、市に報告のうえ、マニフェスト・受入証明書を提出</p>

		すること
	⑤	市が必要に応じ書類等を求めた場合には、すみやかに提出すること

(2) 樹木維持管理

ア 指定管理者は、中高木の樹木を3年に1回以上、刈り込み可能な中木までの樹木を1年に1回以上剪定すること。

イ 公園利用者及び周辺住民の安全確保を図るため、枯損木や枯枝の早期発見と除去を行うものとする。なお、枯損木等を伐採する場合には、市と協議するものとし、事前に伐採する旨の掲示をし、周知を図ること。

ウ 毛虫、蜂及びその他の公園の樹木草に悪影響をあたえ、公園利用の支障となる病害虫の防除は、公園利用者及び周辺住民の安全確保を図るため、適切かつ迅速に行うこと。

※ 特に、クビアカツヤカミキリによる被害木が確認された場合、「クビアカツヤカミキリ防除の手引き」（東京都環境局）に従い迅速な対応及び市への連絡を行うこと。

エ 作業により発生する剪定枝葉等は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、指定管理者が適切な施設を選定すること。

オ 樹木管理に当たり、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針」（国土交通省）及び「街路樹等維持標準仕様書（緑地管理編）」（東京都建設局）を準拠すること。

(3) 草刈り・除草

ア 公園の草刈り、芝刈り、除草（つる除草を含む）を原則年4回以上行うこと。

イ 公園利用者がいる広場や園路及び周辺住宅や道路に近い場所を作業する場合には、公園利用者、隣接住宅、通行人及び通行する車へ砂利等の飛び石防止のため、シートやネットを持った者を並走する等対策を講じること。

ウ 公園の利用状況に応じて、公園の出入り口、遊具等の周辺及び広場は、重点的に草刈り等を行うこと。

エ 作業により発生する草などは、周辺住民から苦情等が発生しないよう適正に処分すること。

(4) 遊具点検

遊具の点検は、日常的に点検を実施し、年1回の定期点検は、「遊具の安全に関する規準」（JPFA-SP-S 2014）に基づき専門家による点検を実施すること。定期点検の結果は、報告書としてまとめ、修繕提案書（修繕方

法及び概算金額)を提出すること。なお、点検の結果、必要であれば施設の閉鎖(使用禁止措置等)を実施すること。

4 環境楽習館の管理

(1) 清掃

- ア 施設内の床、テーブル、いす等の清掃を1日1回以上行うこと。
- イ トイレの点検・清掃(ごみの処分、清掃用具等の整理等も含む)を1日2回以上行うこと。
- ウ キッチン内の点検・清掃(ごみの処分、食器等の整理等も含む)を1日1回以上行うこと。
- エ 重点清掃として、年1回程度梁、壁(内外)、手洗い器、窓ガラス、太陽光パネル、雨樋等の汚れ対策を行うこと。

(2) 維持管理補助

- ア 敷地内樹木の剪定を年1回以上行うこと。
- イ 環境に配慮した設備の保守点検事業者からの報告や注意喚起があった際は、それに従うとともに、市へ報告すること。

5 環境楽習館の運営

(1) 環境に関する情報収集・情報発信

市民が身近で具体的にできる地球温暖化防止対策の情報や環境保全活動の情報を国、東京都、市民団体等から適宜収集し、ファイルに綴る等市民が閲覧しやすいように整理、1か月に1回程度更新すること。

(2) 事業の開催

環境学習の機会の提供として、市民向けに環境関連の事業を年2回以上開催すること。

(3) 環境楽習館広報

環境楽習館の施設、環境楽習館で実施する事業、省エネ行動や旬の野菜の活用等季節に即した環境情報等についてホームページ、Twitter、Instagram等SNSを積極的に活用し、1か月に2回程度情報発信すること。

(4) 集会室の利用

自主事業等の実施については節度ある回数とし、利用者にとって利用しやすい施設とすること。

(5) 環境行動指針について

洗剤は極力石けんを使用し、合成洗剤を必要以上に使用しないなど、小金井市環境基本計画に沿ってとるべき行動の指針である小金井市環境行動

指針を遵守し、みらいの小金井の環境を守るモデルとなる事業者となるよう努めること。

(6) 排水浄化水路

排水浄化水路につながる厨房については、合成洗剤等による排水を厳禁とすること。